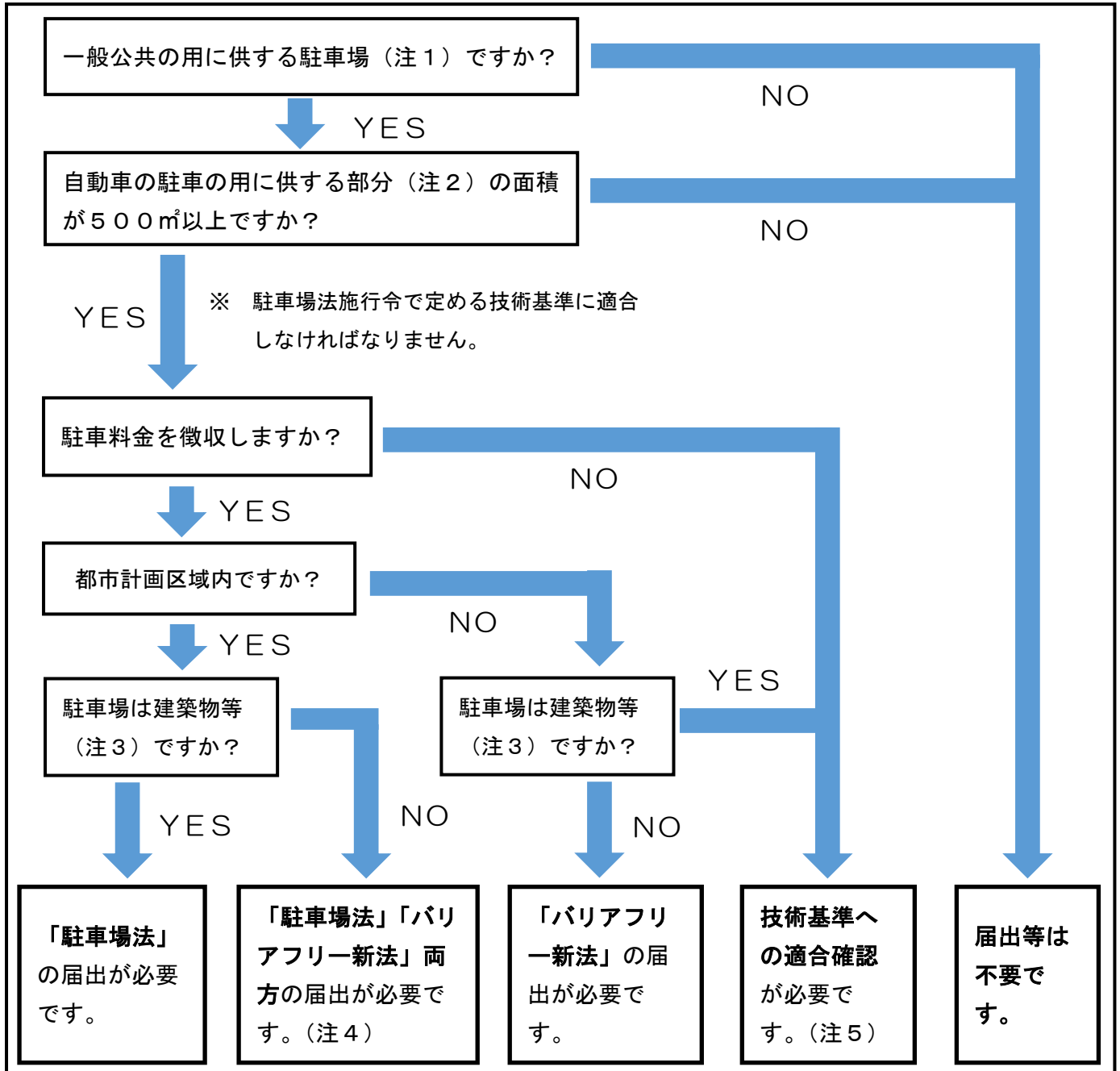


路外駐車場届出判断フロー

「駐車場法」、「バリアフリー新法」に基づく路外駐車場の届出基準は、以下のフローにより判断してください。



注1 一般公共の用に供する駐車場とは、時間貸し駐車場など、不特定多数が駐車できる施設です。病院やショッピングセンター等の駐車場も該当します。月極駐車場や従業員専用駐車場は対象外です。

注2 駐車のために供する部分とは、駐車マスだけを指します。車路等のスペースは面積に含めません。

注3 建築物である駐車場及び建築物に附属する駐車場、道路附属物である駐車場、公園施設である駐車場です。

注4 バリアフリー新法の届出は、駐車場法の届出に添付することができます。

注5 届出は不要ですが、チェックリストと確認ができる資料を提出してください。